

番号：150320

国名：全世界

担当部署：企画部

案件名：（フィリピン、スリランカ）プロジェクト研究「平和構築と防災におけるジェンダー主流化と女性の参画促進・JICA事業のあり方検討」（防災とジェンダー主流化）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：防災とジェンダー主流化
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年6月下旬から2016年1月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 2.75M/M、現地 1.5M/M、合計 4.25M/M
- (3) 業務日数：

国内準備	第1次業務 (フィリピン)	第1次国内作業	第2次業務 (スリランカ)	第2次国内作業	第3次国内作業	第3次現地業務 (フィリピン)	第4次国内作業	第4次業務 (スリランカ)	整理期間①	整理期間②
10	14	5	14	10	5	8	5	9	10	10

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：5月27日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」([http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事者の経験能力等：
    - ①類似業務の経験 40点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	防災とジェンダー
対象国/類似地域	フィリピン・スリランカ/全途上国

語学の種類	英語
-------	----

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

女性と平和・安全保障を関連づけた初の国連安保理決議 1325 号は 2000 年 10 月に採択され、平和と安全保障のあらゆる段階での女性の参画や、紛争下の性的暴力からの保護、平和活動のあらゆる面におけるジェンダー主流化を促進することを加盟国に要請している。その後、関連する安保理議長声明において、加盟国が「女性・平和・安全保障に関する行動計画」(National Action Plan on Women, Peace and Security 以下、NAP) を策定し、人道支援、復旧・復興についてジェンダーの視点を取り入れること、紛争後の状況下に女性や女兒が直面する特定の制約に焦点を当てた活動目標を策定することを働きかけた。

日本政府は現在 NAP を作成中であり、公開されている我が国 NAP 案（第 2 稿）には「参画」「防止」「保護」「人道・復興支援」「モニタリング・評価・見直し」の 5 本柱に 5 つの大目標、23 の目標、89 の具体策、156 の指標が設定されている。当機構はそれら多くの目標や具体策の担当機関に位置付けられており、特に「人道・復興支援」に関連する項目においては、紛争下・紛争後、災害直後の緊急・人道支援から復旧・復興支援、予防（紛争予防や防災）等のあらゆる段階における女性の参画促進、保護、エンパワーメント、ジェンダー主流化を促進するための具体策とその指標の全てに当機構は関連する機関として位置付けられている。

当機構の防災分野におけるジェンダー主流化にむけた取り組みにおいては、従来からインフラの再建が中心であり、コミュニティ防災、被災者の生計の再建や、こころのケア等の重要性を認識し、各種事業に積極的に取り入れるようになったのは近年のことであり、女性のリーダーシップや参画に焦点をあてた事業の実施は限定的である。また、女性、高齢者、障害者、乳幼児を持つ母親、疾病者といった被災者の多様性に着目し、そういった人々が主体として参画する事業のさらなる推進が必要である。

上記背景を踏まえ、防災分野において、復旧・復興支援、予防等の各ステージ、また個々の事業における計画策定、実施とモニタリングのあらゆる段階において、ジェンダー主流化の促進と女性の参画とリーダーシップを高めていくための支援の在り方を検討する必要がある。

本業務は、当機構が実施するプロジェクト研究「平和構築と防災におけるジェンダー主流化と女性の参画促進・JICA 事業のあり方検討」の防災とジェンダー主流化部分について、「女性・平和・安全保障」に関する先行研究レビューを行うとともに、フィリピン・台風ヨランダ災害緊急復旧復興支援ならびにスリランカ・インド洋大津波被災復興支援並びに調査対象者について、関連情報のレビューと現地調査によりケーススタディを行い、防災分野におけるジェンダー主流化、特に女性の参画とリーダーシップを高めるための支援のあり方を検討することを目的とする。

なお、本プロジェクト研究は、平和構築における女性の参画促進や紛争後の開発について知見を有する米国ジョージタウン大学女性・平和・安全保障研究所（The Georgetown Institute for Women, Peace and Security 以下 GIWPS）と連携して実施する。具体的には、先行研究レビュー、一部の現地調査、東京でのワークショップ、ワシントンでのセミナー等の開催を当機構と GIWPS が協働して実施する。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る情報収集、先行研究レビューと提言案とりまとめのために必要な以下の調査ならびに国内作業を行う。また、本業務従事者は、業務報告書（「ケーススタディ報告（英文）」、「先行研究レビュー結果（英文）」、「ジェンダー主流化と女性の参画促進の視点からの防災分野における JICA 支援のあり方（案）（和文）」を含む）を作成する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2015年6月中旬～7月上旬）
- ① 国連安保理決議 1325 号「女性・平和・安全保障」及び関連決議を含め、「女性・平和・安全保障」に関する国際的な議論の潮流を確認し、本プロジェクト研究との関連性を整理する。
  - ② 当機構が提示するケーススタディ対象事業及び我が国における防災とジェンダーに関連する情報を収集し、整理する。
  - ③ 当機構が提示するプロジェクト研究の枠組み（先行研究レビュー、調査仮説、リサーチクエスチョン、分析枠組み、ケーススタディ調査方法等）を確認し、整理する。
  - ④ 当機構と GIWPS が協働、先行して実施する先行研究レビューを引き継いで実施する。
  - ⑤ 上記①～④を踏まえ、現地調査（ケーススタディ調査）で使用する質問票を作成する。
  - ⑥ 対処方針会議等に参加する。
- (2) 第1次派遣期間（2015年7月上旬～中旬 14日間）（フィリピン マニラ、タクロバン）
- ① 当機構フィリピン事務所との打ち合わせに参加する。
  - ② ケーススタディ調査を実施する。具体的には以下のとおり。
    - ア プロジェクトサイト（台風ヨランダ災害緊急復旧復興支援）の視察
    - イ 質問票の配布と回収、分析
    - ウ 相手国関係者へのインタビュー
    - エ プロジェクト従事者（日本人専門家、ナショナルスタッフ）へのインタビュー
    - オ プロジェクト受益者へのインタビュー/フォーカスグループディスカッション
    - カ 他ドナー、NGO関係者へのインタビュー
- (3) 第1次国内作業期間（2015年7月下旬 5日間）
- ① 第1次現地派遣の調査結果を取りまとめる。
  - ② 先行研究レビューを継続実施する。
- (4) 第2次派遣期間（2015年7月下旬～8月上旬 14日間）（スリランカ コロンボ、トリンコマリー、ゴール）
- ① 当機構スリランカ事務所との打ち合わせに参加する。
  - ② ケーススタディ調査を実施する。具体的には以下のとおり。
    - ア プロジェクトサイト（トリンコマリー、ゴール地域におけるインド大津波被災者復興支援の各種サブプロジェクト）の視察
    - イ 質問票の配布と回収、分析
    - ウ 相手国関係者へのインタビュー
    - エ プロジェクト従事者（日本人専門家、ナショナルスタッフ）へのインタビュー
    - オ プロジェクト受益者へのインタビュー/フォーカスグループディスカッション
    - カ 他ドナー、NGO関係者へのインタビュー
- (5) 第2次国内作業期間（2015年8月中旬～下旬 10日間）
- ① 帰国報告会、国内打ち合わせに出席し、第1次および第2次現地調査結果（フィリピン・スリランカ）を報告する。
  - ② 当機構が8月末に東京で開催する本プロジェクト研究に関連するワークショップに向けた英文によるプレゼンテーション(案)を作成し、提出する。
  - ③ ワークショップに出席し、参加者にインタビュー等を実施する。
  - ④ 先行研究レビューを継続実施する。
- (6) 第3次国内作業期間（2015年9月中旬 5日間）
- ① 第1次現地調査結果を踏まえ、第3次現地調査（フィリピン）で使用する補足の質問票を作成する。
  - ② 先行研究レビューを継続実施する。

- (7) 第3次現地派遣期間(2015年9月中旬～下旬 8日間)(フィリピン マニラ、タクロバン)
  - ① 補足調査(関係者へのインタビュー等)をおこなう。
  - ② 質問票の配布と回収、分析をおこなう。
- (8) 第4次国内作業期間(2015年10月上旬)
  - ① 第3次現地調査の調査結果を取りまとめる
  - ② 第2次現地調査結果を踏まえ、第4次現地調査(スリランカ)で使用する補足の質問票を作成する。
  - ③ 先行研究レビューを継続実施する。
- (9) 第4次現地派遣期間(2015年10月中旬 9日間)(スリランカ コロンボ、トリンコマリ、ゴール)
  - ① 補足調査(関係者へのインタビュー等)をおこなう。
  - ② 質問票の配布と回収、分析をおこなう。
- (10) 整理期間(2015年10月下旬～11月上旬 10日間)
  - ① 現地調査結果を取りまとめケーススタディ報告(案)を作成する。
  - ③ 先行研究レビュー結果を取りまとめる。
  - ④ ジェンダー主流化と女性の参画促進の視点からの平和構築分野におけるJICA支援のあり方(案)を作成する。
  - ⑤ 当機構が2016年度中にGIWPSと協働してワシントンで開催する本プロジェクト研究に関連するセミナーに向けた英文によるプレゼンテーション(案)を作成し、提出する。(なお、同セミナーへの出席は必要ない。)
  - ⑥ 国内打ち合わせに出席し、上記①～④の取りまとめ結果を報告する。
- (11) 整理期間(2015年12月中旬～下旬 10日間)
  - ① 国内打ち合わせに出席し、最終報告をおこなう。
  - ② 業務報告書を作成し、提出する。

## 8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(1)と(2)とする。

- (1) 業務報告書(担当分野に係るケーススタディ報告書)(英文)
- (2) ジェンダー主流化と女性の参画促進の視点からの防災分野におけるJICA支援のあり方(案)(和文)

上記(1)は先行研究レビュー結果(英文)を含み全体で60ページ程度とする。

上記(2)は10ページ程度とする。なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、併せて電子データも提出すること。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積を計上してください)。

航空賃については成田(日本)-マニラ(フィリピン)間、成田(日本)-コロンボ(スリランカ)間のみを計上してください。マニラ-タクロバン間の移動についてはフィリピン事務所が手配します。コロンボ-トリンコマリ間の移動についてはスリランカ事務所が手配します。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

現地派遣期間を以下のとおり予定しています。当機構の調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります

第1次現地業務（フィリピン）：2015年7月上旬～中旬（14日間）

第2次現地業務（スリランカ）：2015年7月下旬～8月上旬（14日間）

第3次現地業務（フィリピン）：2015年9月下旬（9日間）

第4次現地業務（スリランカ）：2015年10月中旬（8日間）

#### ②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 防災とジェンダー主流化（コンサルタント）

#### ③便宜供与内容

当機構フィリピン事務所、スリランカ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり（但し、宿泊料は契約に含まれます）

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供

エ) 通訳備上

地域住民等へのインタビュー調査に必要な通訳（英語⇄現地語）は機構が手配します。

オ) 現地日程のアレンジ

機構がアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

なし

### (2) 参考資料

本業務に関連する情報が、当機構ウェブサイト

(<http://www.jica.go.jp/oda/project/1303201/index.html>) で公開されています。

・「台風ヨランダ災害緊急復旧復興支援プロジェクト」

### (3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②スリランカ国内での活動においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAスリランカ事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

③フィリピン国内での活動においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAフィリピン事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

④スリランカのケーススタディ対象であるインド大津波被災者復興支援は複数のサブプロジェクトから構成され、現時点においてトリンコマリ、ゴール地域のサブプロジェクトを現地調査対象としていますが、現地の状況により調査対象地域が変更となる場合があります。